

注視区域及び特別注視区域の指定について

内閣府政策統括官（重要土地担当）

① 2回目の区域指定について

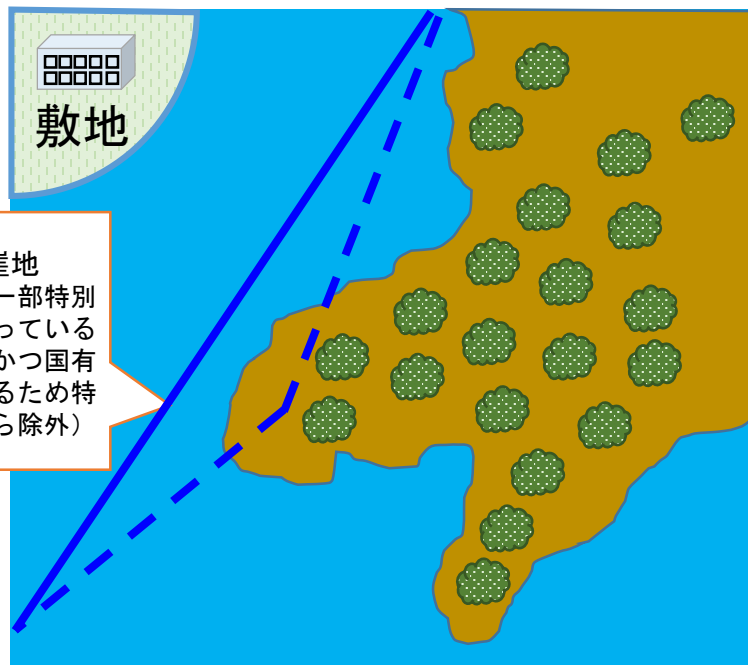
(法第14条第2項第2号及び第4号)

② その他

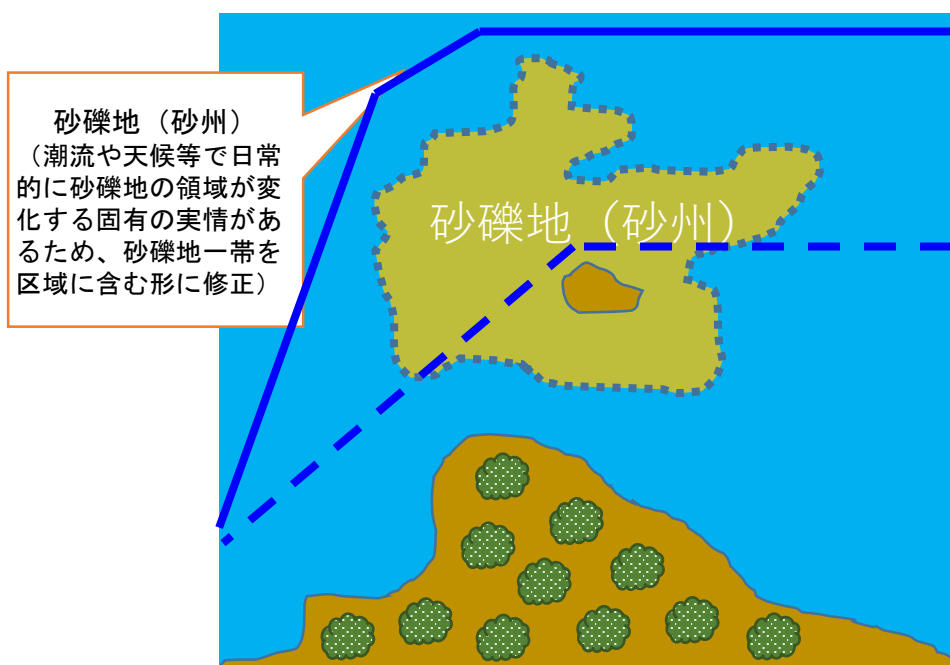
（1）区域の範囲について

- 区域の外縁部に急峻な崖地がある旨の情報提供
→ 敷地の対岸の区域が急峻な崖地で国有地であったことから修正・・・①
- 日常的に砂礫地の領域が変化するという固有の実情についての情報提供
→ 潮流や天候等の影響で日常的に砂礫地の状況が変化するという実情を踏まえ修正・・・②

①



②

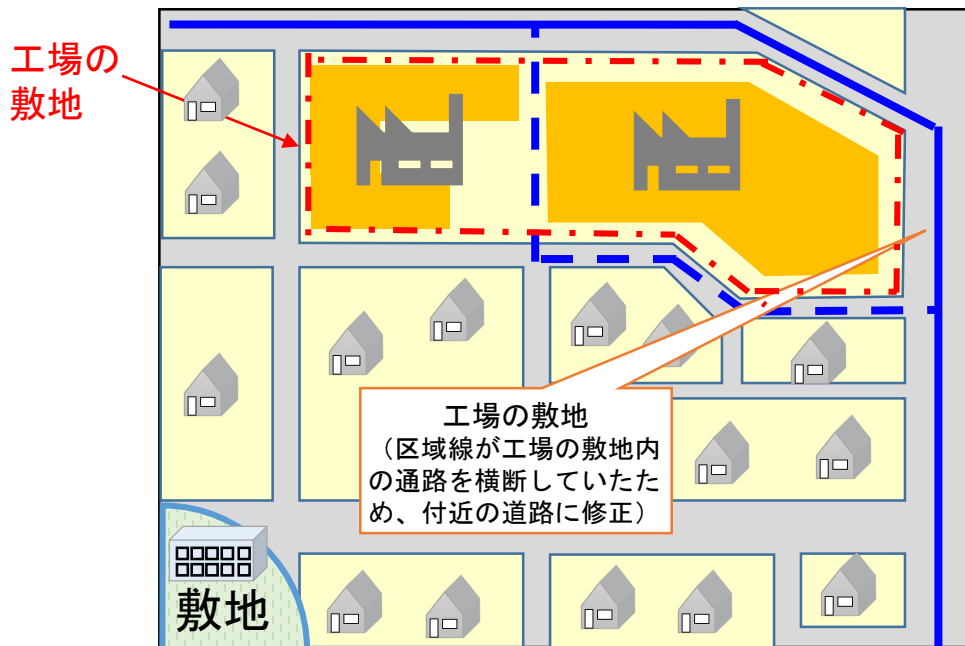


凡例：修正前 ー ー ー ー
修正後 ー ー ー ー

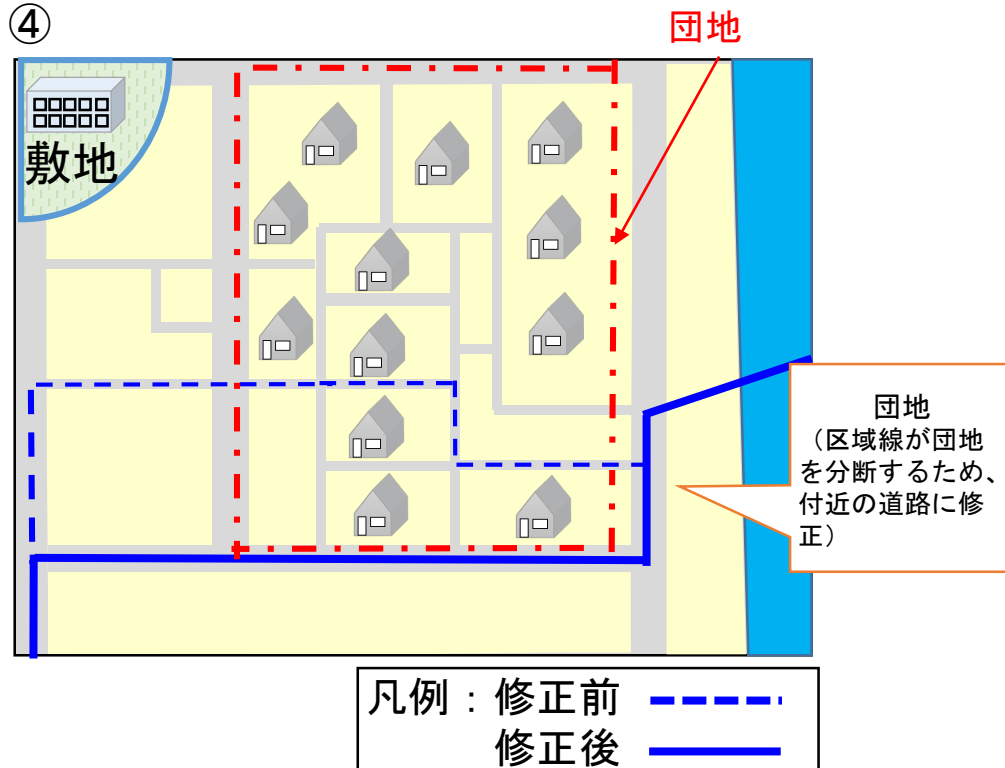
（1）区域の範囲について

- 区域線が敷地を分断する旨の情報提供
→ 区域線が工場や学校、空港等の敷地内を通っているとの指摘を踏まえ修正・・・③
- 区域線が団地等を分断する旨の情報提供
→ 地域の実情を踏まえた上で、団地等に属する建物を含める等の修正・・・④

③



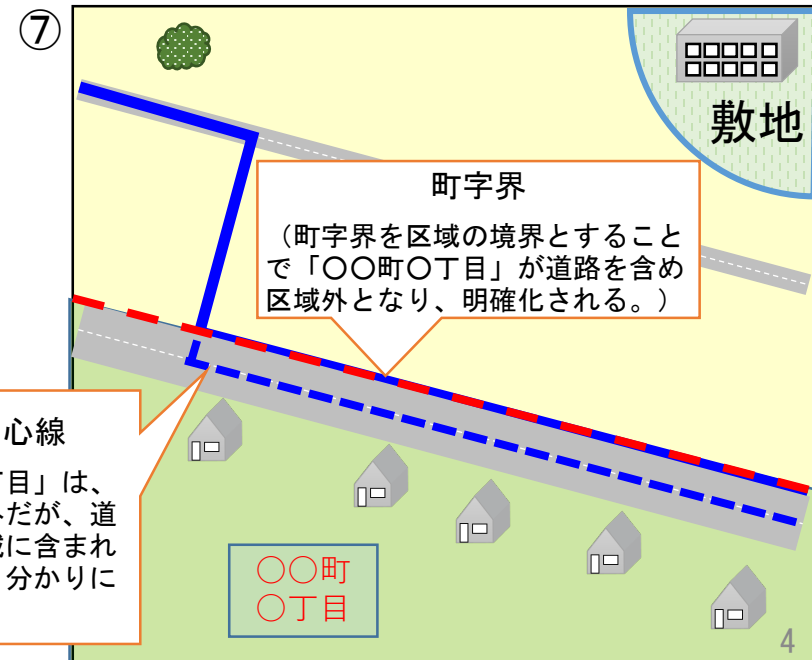
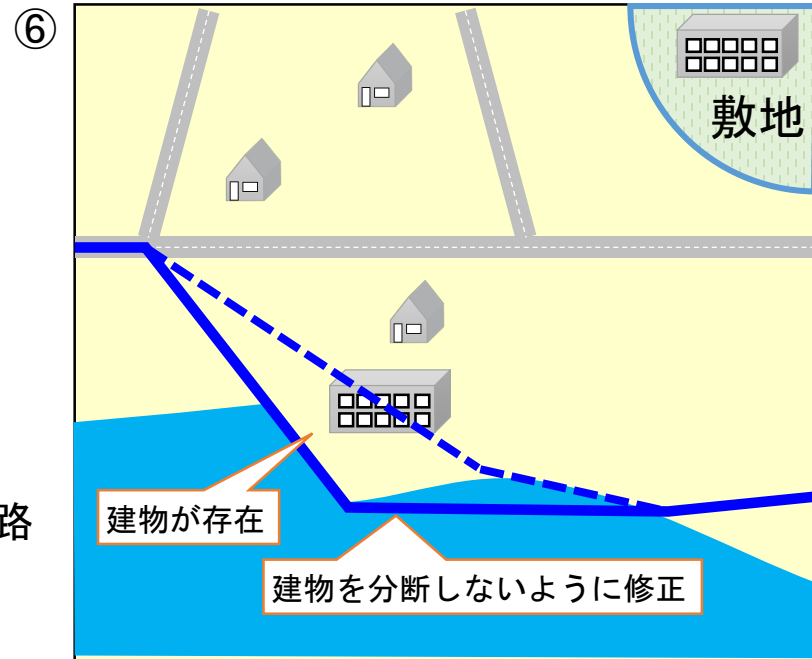
④



- 区域の外縁が筆界や田畑を跨ぐことについての情報提供等
→ 区域線は道路や河川といった地物を用いるルールとしているが、適切な地物が無い場合は、筆界や田畑を跨ぐ場合がある旨説明。

(1) 区域の範囲について

- 現況で確認できない地物を区域線としている旨の情報提供
→ 現況の地物(道路)に合わせて区域線を修正・・・⑤
- 区域線上に地理院地図に記載のない建物があり、区域線が当該建物を分断している旨の情報提供
→ 建物を分断しないよう区域線を修正・・・・・・・・⑥
- 区域線を道路の中心線としているが、区域に含まれる町字が道路部分のみとなっている旨の情報提供
→ 区域の外縁区域を明確にする観点から、区域線の一部を道路の中心線から町字界へ修正・・・・・・・・⑦



凡例：
 修正前
 修正後
 町字界

（2）町字について

- 区域内の町字名について過不足がある旨の情報提供
→ 適宜修正

（3）開発計画、開発行為について

- 土地区画整備事業や、道路、建物、港湾、埋立、防波堤等の工事、建設計画等についての情報提供
- 区域の外縁線付近等に所在する施設等（残土処分場、認定こども園、水道施設、風力発電施設、史跡等）についての情報提供

→ 区域の修正が必要となるものは、なし。今後の法の運用の参考情報として活用

（4）その他

- 別紙を参照

硫黄島の地図の比較

従来の地図(平成27年刊行)



従来の地図から計測した面積: 23.73km^2

全面更新した地図



※令和4年1月26日撮影の空中写真を基に作製

全面更新した地図から計測した面積: 29.86km^2

従来の地図(平成27年刊行)に比べて島の面積が約 6km^2 増加。

2 回目の区域指定の対象（1 / 7）

区 域	名 称 (赤字は特別注視区域)	指定の事由
宮城県石巻市	防衛マイクロ上品山通信中継所	機能支援（自衛隊）
	金華山	国境離島（領海基線周辺）
東京都大島町	大島	国境離島（領海基線周辺）
東京都新島村	航空装備研究所新島支所	装備品研究開発等（自衛隊）
	新島	国境離島（領海基線周辺）
東京都三宅村	三宅島（一）～（三）※3箇所	国境離島（領海基線周辺）
東京都御蔵島村	御蔵島	国境離島（領海基線周辺）
東京都青ヶ島村	青ヶ島（一）、（二）※2箇所	国境離島（領海基線周辺）
東京都小笠原村	夜明山送信所	警戒監視・情報機能（自衛隊）
	父島基地分遣隊、小笠原海上保安署	離島所在（自衛隊）【父島基地分遣隊】 国境離島等（領海警備等の活動拠点周辺）【小笠原海上保安署】 ※父島基地分遣隊が、特別注視区域の指定事由
	硫黄島航空基地、硫黄島	離島所在（自衛隊）【硫黄島航空基地】 国境離島（領海基線周辺）【硫黄島】 ※硫黄島航空基地が、特別注視区域の指定事由
	聳島	無人の国境離島
	母島	国境離島（領海基線周辺）
	北硫黄島	無人の国境離島
	硫黄島	国境離島（領海基線周辺）
	小笠原海上保安署	国境離島等（領海警備等の活動拠点周辺）

2 回目の区域指定の対象（2 / 7）

区 域	名 称 (赤字は特別注視区域)	指定の事由
新潟県新潟市	新潟基地分遣隊	活動拠点（自衛隊）
	新潟分屯基地、新潟空港	活動拠点（自衛隊）【新潟分屯基地】 自衛隊の施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する空港【新潟空港】
新潟県新発田市、 新潟県北蒲原郡聖籠町	小舟渡通信所、新発田駐屯地	警戒監視・情報機能（自衛隊）【小舟渡通信所】 活動拠点（自衛隊）【新発田駐屯地】 ※小舟渡通信所が、特別注視区域の指定事由
新潟県新発田市	新発田駐屯地	活動拠点（自衛隊）
新潟県上越市	高田駐屯地	活動拠点（自衛隊）
新潟県佐渡市	佐渡分屯基地	警戒監視・情報機能（自衛隊）
	佐渡島（一）～（三）※3箇所	国境離島（領海基線周辺）
	佐渡海上保安署	国境離島等（領海警備等の活動拠点周辺）
石川県金沢市	金沢駐屯地	活動拠点（自衛隊）
石川県小松市、石川県加賀市	小松基地、佐美送信所	指揮中枢・司令部（自衛隊）【小松基地】 機能支援（自衛隊）【佐美送信所】 ※小松基地が、特別注視区域の指定事由
	佐美送信所	機能支援（自衛隊）
石川県輪島市、 石川県鳳珠郡能登町	輪島分屯基地	警戒監視・情報機能（自衛隊）
石川県輪島市	舳倉島	国境離島（領海基線周辺）

2 回目の区域指定の対象 (3 / 7)

区 域	名 称 (赤字は特別注視区域)	指定の事由
鳥取県米子市	米子駐屯地	活動拠点 (自衛隊)
鳥取県米子市、鳥取県境港市	美保基地	活動拠点 (自衛隊)
鳥取県境港市	美保通信所、美保基地	警戒監視・情報機能 (自衛隊) 【美保通信所】 活動拠点 (自衛隊) 【美保基地】 ※美保通信所が、特別注視区域の指定事由
鳥取県境港市、島根県松江市	高尾山分屯基地	警戒監視・情報機能 (自衛隊)
島根県松江市	沖ノ御前島	無人の国境離島
	鶴島	無人の国境離島
	乙島	無人の国境離島
	平島	無人の国境離島
	土島	無人の国境離島
	大島	無人の国境離島
島根県隠岐郡海士町	中ノ島	国境離島 (領海基線周辺)
島根県隠岐郡西ノ島町	西ノ島 (一)、(二) ※2箇所	国境離島 (領海基線周辺)
島根県隠岐郡知夫村	知夫里島	国境離島 (領海基線周辺)
高知県室戸市	室戸通信所	警戒監視・情報機能 (自衛隊)
高知県宿毛市	沖の島	国境離島 (領海基線周辺)
高知県土佐清水市	土佐清水分屯基地	警戒監視・情報機能 (自衛隊)
高知県香南市	高知駐屯地	活動拠点 (自衛隊)
長崎県対馬市	対馬 (十)	国境離島 (領海基線周辺)
長崎県壱岐市	壱岐警備所、若宮島中継所	警戒監視・情報機能 (自衛隊) 【壱岐警備所】 離島所在 (自衛隊) 【若宮島中継所】
	壱岐海上保安署	国境離島等 (領海警備等の活動拠点周辺)

2回目の区域指定の対象（4／7）

区 域	名 称 (赤字は特別注視区域)	指定の事由
鹿児島県鹿屋市、 鹿児島県曾於郡大崎町	串良送信所	警戒監視・情報機能（自衛隊）
鹿児島県鹿屋市	高隈ASR局舎	機能支援（自衛隊）
	古江貯油処	機能支援（自衛隊）
	鹿屋航空基地	指揮中枢・司令部（自衛隊）
鹿児島県鹿屋市、 鹿児島県肝属郡錦江町	横尾岳レーダー局舎	機能支援（自衛隊）
鹿児島県西之表市	種子島（一）、（二）※2箇所	国境離島（領海基線周辺）
	種子島海上保安署	国境離島等（領海警備等の活動拠点周辺）
鹿児島県薩摩川内市	川内駐屯地	警戒監視・情報機能（自衛隊）
	下甕島分屯基地	警戒監視・情報機能（自衛隊）
	川内原子力発電所	原子力関係施設（発電用原子炉）
	下甕島（一）、（二）※2箇所	国境離島（領海基線周辺）
鹿児島県霧島市	国分駐屯地	活動拠点（自衛隊）
	鹿児島音響測定所	活動拠点（自衛隊）
鹿児島県奄美市	奄美駐屯地	離島所在（自衛隊）
	奄美大島分屯基地	離島所在（自衛隊）
	奄美大島（一）、（二）※2箇所	国境離島（領海基線周辺）
	奄美海上保安部	国境離島等（領海警備等の活動拠点周辺）
鹿児島県鹿児島郡三島村	竹島	国境離島（領海基線周辺）

2 回目の区域指定の対象（5 / 7）

区 域	名 称 (赤字は特別注視区域)	指定の事由
鹿児島県鹿児島郡十島村	口之島	国境離島（領海基線周辺）
	臥蛇島	無人の国境離島
	平島	国境離島（領海基線周辺）
	諏訪之瀬島（一）、（二）※2箇所	国境離島（領海基線周辺）
	悪石島	国境離島（領海基線周辺）
	小宝島	国境離島（領海基線周辺）
	宝島（一）、（二）※2箇所	国境離島（領海基線周辺）
鹿児島県肝属郡錦江町、 鹿児島県肝属郡南大隅町	根占受信所	警戒監視・情報機能（自衛隊）
鹿児島県熊毛郡南種子町	種子島（三）	国境離島（領海基線周辺）
鹿児島県熊毛郡屋久島町	屋久島（一）、（二）※2箇所	国境離島（領海基線周辺）
	口永良部島（一）、（二）※2箇所	国境離島（領海基線周辺）
鹿児島県大島郡大和村、 鹿児島県大島郡宇検村	名音中継所	離島所在（自衛隊）
鹿児島県大島郡宇検村	奄美大島（三）	国境離島（領海基線周辺）
鹿児島県大島郡宇検村、 鹿児島県大島郡瀬戸内町	奄美大島（四）	国境離島（領海基線周辺）
鹿児島県大島郡瀬戸内町	瀬戸内分屯地	離島所在（自衛隊）
	奄美基地分遣隊、古仁屋海上保安署	離島所在（自衛隊）【奄美基地分遣隊】 国境離島等（領海警備等の活動拠点周辺）【古仁屋海上保安署】 ※奄美基地分遣隊が、特別注視区域の指定事由
	請島・ジャナレ島・木山島（一）、（二） ※2箇所	国境離島（領海基線周辺）
	与路島（一）、（二）※2箇所	国境離島（領海基線周辺）
	古仁屋海上保安署	国境離島等（領海警備等の活動拠点周辺）

2 回目の区域指定の対象 (6 / 7)

区 域	名 称 (赤字は特別注視区域)	指定の事由
鹿児島県大島郡喜界町	喜界島通信所、喜界島 (二)	警戒監視・情報機能 (自衛隊) 【喜界島通信所】 国境離島 (領海基線周辺) 【喜界島 (二)】 ※喜界島通信所が、特別注視区域の指定事由
	喜界島 (一) ~ (三) ※3 箇所	国境離島 (領海基線周辺)
鹿児島県大島郡徳之島町	徳之島 (二) ~ (四) ※3 箇所	国境離島 (領海基線周辺)
鹿児島県大島郡天城町	徳之島 (一)	国境離島 (領海基線周辺)
鹿児島県大島郡伊仙町	徳之島 (五) ~ (七) ※3 箇所	国境離島 (領海基線周辺)
鹿児島県大島郡和泊町	沖永良部島 (一) ~ (四) ※4 箇所	国境離島 (領海基線周辺)
鹿児島県大島郡知名町	沖永良部島分屯基地	警戒監視・情報機能 (自衛隊)
	沖永良部島 (五)、(六) ※2 箇所	国境離島 (領海基線周辺)
鹿児島県大島郡与論町	与論島 (一) ~ (三) ※3 箇所	国境離島 (領海基線周辺)
沖縄県石垣市	石垣駐屯地	離島所在 (自衛隊)
	石垣海上保安部	海上保安庁の施設
	石垣島 (一) ~ (四) ※4 箇所	国境離島 (領海基線周辺)
沖縄県宮古島市	宮古島駐屯地、宮古島分屯基地	離島所在 (自衛隊) 【宮古島駐屯地】 警戒監視・情報機能 (自衛隊) 【宮古島分屯基地】
	保良訓練場	離島所在 (自衛隊)
	宮古島 (一)、(二) ※2 箇所	国境離島 (領海基線周辺)
	伊良部島・下地島	国境離島 (領海基線周辺)
	宮古島海上保安部	国境離島等 (領海警備等の活動拠点周辺)

2 回目の区域指定の対象（7 / 7）

区 域	名 称 (赤字は特別注視区域)	指定の事由
沖縄県南城市	知念高射教育訓練場（陸上自衛隊）、知念高射教育訓練場（航空自衛隊）	活動拠点（自衛隊）【知念高射教育訓練場（陸上自衛隊）】 防空機能（自衛隊）【知念高射教育訓練場（航空自衛隊）】 ※知念高射教育訓練場（航空自衛隊）が、特別注視区域の指定事由
	知念高射教育訓練場（陸上自衛隊）	活動拠点（自衛隊）
	久高島	国境離島（領海基線周辺）
沖縄県島尻郡粟国村	粟国島	国境離島（領海基線周辺）
沖縄県島尻郡南大東村	南大東島（一）～（三）※3箇所	国境離島（領海基線周辺）
沖縄県島尻郡北大東村	北大東島（一）、（二）※2箇所	国境離島（領海基線周辺）
沖縄県島尻郡伊平屋村	伊平屋島（一）、（二）※2箇所	国境離島（領海基線周辺）
	野甫島	国境離島（領海基線周辺）
沖縄県島尻郡久米島町	久米島分屯基地	警戒監視・情報機能（自衛隊）
	久米島（一）、（二）※2箇所	国境離島（領海基線周辺）
沖縄県宮古郡多良間村	多良間島	国境離島（領海基線周辺）
	水納島	国境離島（領海基線周辺）
沖縄県八重山郡竹富町	西表島（一）、（二）※2箇所	国境離島（領海基線周辺）
	外離島・内離島	無人の国境離島
	鳩間島	国境離島（領海基線周辺）
	波照間島	国境離島（領海基線周辺）
沖縄県八重山郡与那国町	与那国駐屯地、与那国島（二）、（三）	警戒監視・情報機能（自衛隊）【与那国駐屯地】 国境離島（領海基線周辺）【与那国島（二）、（三）】 ※与那国駐屯地が、特別注視区域の指定事由
	次世代装備研究所与那国海洋観測施設、与那国島（一）	装備品研究開発等（自衛隊） 国境離島（領海基線周辺）
	与那国島（二）～（四）※3箇所	国境離島（領海基線周辺）

※ 区域は、内閣総理大臣告示において図面に示す部分に限る
特別注視区域 40箇所、注視区域 121箇所

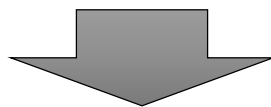
【今後のスケジュール（案）】

6 / 30

第5回土地等利用状況審議会

7月中

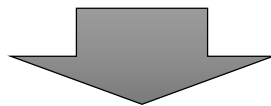
2回目の区域指定の内閣総理大臣告示
(官報掲載)



8月中

区域指定の施行

〔土地等利用状況調査の開始、
特別注視区域における届出義務の発生〕



3回目以降の区域指定に向けた検討・準備

周知・広報の取組

- 地方公共団体・関係業界団体等と連携しながら、周知・広報を実施。
- あわせて、コールセンターにおいて、住民や事業者からの個別の問合せに対応。

内閣府 ホームページ



内閣府
Cabinet Office



- 法令・基本方針のほか、指定区域図や届出の様式等を掲載。
- オンライン届出を受け。
- 最新の動きが分かるトピックス欄を設置。

SNS



LINE



Twitter



Facebook



- 区域の指定や施行をタイムリーに情報発信。
- 自治体のSNSも活用したお知らせを今後実施。

リーフレット



- 機能阻害行為や届出を含む法制度全般について網羅的に解説。
- 関係各所(自治体、登記所、不動産業界、登記関係士業)において、幅広く配布。
- 上記の内閣府ホームページでも、電子データを提供。

自治体・業界団体の 広報誌等



(根室市の例)



▲内閣府 HP
<https://www.cao.go.jp/tochi-chosa>
または
「内閣府重要土地」で検索

0570(00)125番

自治体等の広報誌や町内会の回覧等に、記事の掲載やお知らせペーパーの折り込みを行い、住民等にお知らせ。



コールセンター

住民等からの個別の問合せに、一元的に対応。